

伊勢原市と日本郵便株式会社伊勢原市内郵便局との包括連携に関する協定書

伊勢原市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社伊勢原郵便局及び伊勢原桜台郵便局を代表とする伊勢原市内郵便局8局（別紙）（以下「乙」という。）は、地域における協力について、次のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、人的・物的資源の相互活用を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の持続的なまちづくりに資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な地域づくりに関すること
- (2) 災害時等における協力に関すること
- (3) 地域の活性化及び市民生活の利便性の向上に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項の具体的な取組及び実施方法については、甲乙協議の上、決定するものとし、必要に応じて別記に記載するものとする。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定に基づく協力を行った場合又は協力を行わなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月1日

甲 神奈川県伊勢原市田中348番地
伊勢原市長

高小松太郎 

乙 神奈川県伊勢原市田中432番地
日本郵便株式会社伊勢原郵便局長

向後正樹 

神奈川県伊勢原市桜台2-20-18

日本郵便株式会社伊勢原桜台郵便局長

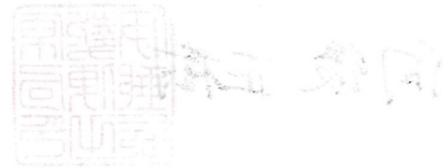
杉山伸彦 

(別紙)

伊勢原市内の郵便局

- (1)伊勢原郵便局 (代表局)
- (2)伊勢原桜台郵便局 (代表局)
- (3)伊勢原高森郵便局
- (4)伊勢原沼目郵便局
- (5)伊勢原本町郵便局
- (6)伊勢原東大竹郵便局
- (7)比々多郵便局
- (8)大山郵便局

伊勢原市と日本郵便株式会社伊勢原市内郵便局との
包括連携に関する協定書



伊 勢 原 市
伊 勢 原 郵 便 局
伊勢原市内郵便局 8 局